受験番号:

氏名:

第38回知的財産翻訳検定試験〈第20回和文英訳〉

≪3級≫

▼記述式問題の部▼

下記の英文を読み、それに続く日本語の文章を英訳してください。

Plastic is one of the world's most used materials. The problem with plastic lies not in how it is used but in the end-of-life management of products made from it. Only a small percentage of the plastic is recycled or incinerated, while most of the plastic ends up as waste in landfills, or worse, wasted into the oceans.

特にプラスティック製品の海洋投棄は、微小なプラスティック粒の大量発生となり生態系 を乱し、最終的には人間の健康に悪い影響を与える。

従って、プラスティック製品の最終処理は全世界の関心事となっている。

本発明は、プラスティック製品の回収や再利用のための新たな方法とシステムを提供する。

英訳を以下にご入力ください

In particular, wasting of plastic products into the oceans causes huge mass production of microscopic plastic particles, which disturbs ecosystems and finally adversely affects human health.

Thus, the end-of-life management of plastic products is nowadays a matter of concern of the world.

The present invention provides a method, as well as a system, for collection and reuse of plastic products.

▼選択問題の部▼

A~Cのうち、答えのアルファベットを「解答:」にご入力ください。

問1

次の英文のそれぞれについて最も近い意味の和訳文を選びなさい。

(1)

Exhaust emissions of automotive engines constitute a major source of global warming.

- A. 自動車エンジンの排ガスは大気汚染の主な原因である。
- B. 地球温暖化の原因のひとつとして自動車エンジンの排気ガスがある。
- C. 自動車エンジンの排出物は地球温暖化の主な原因のひとつである。
- C:Bも意味的には近いのですが"major"の意味を伝えていません。

(2)

Creators can be given the right to prevent others from using their inventions, designs or other creations.

- A. 発明、意匠その他の創造をなした創造者に対しては、他人がこれらを利用することを 妨げる権利が認められる。
- B. 他者がなした発明、デザイン、その他の創造物をみだりに利用することは許されない。
- C. 発明、設計などの創造をなしたものに対しては他社がこれらを模倣することを妨げる 権利が与えられる。

A: "design"を正しく<u>「</u>意匠」と訳したのは A のみです。

(3)

Design patents and trademarks are often confused but are different things.

- A. 意匠特許と商標とは別のものである。
- B. 特許と商標とを混同してはならない。
- C. 特許と商標とを混同する人は滅多にいない。

A:特許と商標とが異なるものであることを述べているのはAのみです。

(4)

It is not permissible to employ the definite article "the" when introducing an element in the body of a claim for the first time.

- A. ある構成要素がクレームの本体部分に第一番目に記載される場合は定冠詞"the"をつけてはならない。
- B. 構成要素をクレームの本体部分に初めて記載する場合には定冠詞"the"をつけてはならない。
- C. クレームの本体部分に構成要素を初めて記載するときには定冠詞"the"をつけないほうがよい。
- B: A は"for the first time"を正しく訳しておらず、C は"It is not permissible"を反映していません。

(5)

The motor controller supplies the motor with either variable pulse width DC or variable frequency AC.

- A. モーターコントローラーは、モーターにパルス幅の異なる直流または周波数の異なる 交流を供給する。
- B. モーターコントローラーは周波数可変の交流またはパルス幅可変の直流をモーターに 供給する。
- C. モーターコントローラーは可変パルス幅の直流または可変周波数の交流でモーターを 駆動する。
- B: A は"variable"を正しく訳しておらず、C は原文にない「駆動」という概念を持ち込んでいます。

(6)

A capacitor is connected to a node between the coil and the diode.

- A. ダイオードとコイルとの間にコンデンサが接続されている。
- B. 容量がコイルとダイオードとの間に挿入されている。
- C. コンデンサがダイオードとコイルとの間の接続点に接続されている。
- C: 電気回路において、"node"は、回路要素同士が接続されている「接続点」を意味します。

(7)

Fuel economy is the amount of fuel required to move the automobile over a given distance.

- A. 燃費は走行距離が長いほど向上する。
- B. 燃費は自動車が走る距離に応じて決まる。
- C. 燃費とは所定距離を走行するに要する燃料の量である。
- C:A,B は原文に記載された「燃費」の定義を伝えていません。

(8)

The specification must be enabling.

- A. 明細書は発明を実施できるように発明を開示しなければならない。
- B. 明細書に記載された発明は実施可能でなければならない。
- C. 実施できない発明を明細書に開示してはならない。
- A: B,C も情報としては間違いではありませんが、いずれも「発明」を主体にした情報であり、明細書の開示要件を述べた原文の伝えたいところを反映していません。

(9)

A specification may refer to another patent or readily available publication to help understanding.

- A. 理解を援けるために明細書では他の特許出願や入手しやすい刊行物を引用しても良い。
- B. 明細書ではその内容を理解しやすいように他の特許の公報や入手しやすい刊行物を 参照しても良い。
- C. 理解を容易にするために明細書では他の特許出願や入手しやすい刊行物を引用するの が望ましい。
- B: A も原文の意味を伝えているようですが、"another patent"を「他の特許出願」としている点で原意から離れています。

(10)

Internet penetration among Japanese people is showing a remarkable advance in recent years.

- A. 日本におけるインターネットの普及は近年のことだ。
- B. 日本においてはインターネットは既に普及している。
- C. 近年インターネットは日本社会に浸透しつつある。

C:Aも意味的には近いですが、「歴史が浅い」という意味合いが強くなっています。

間2

次の英文のそれぞれについて明らかに誤った和訳文をひとつ選びなさい。

(1)

Fig. 1 is a top plan view of an embodiment.

A. 図1は実施例の斜視図である。

- B. 図1は実施例を上から見た平面図である。
- C. 図1は実施例の頂面図である。

A: "top plan view"を「斜視図」とした A が誤りです。

(2)

The meaning of every term used in a claim should be apparent from prior art or from the specification and drawings at the time the application is filed.

- A. クレームで用いられる語は、出願時の明細書と図面からその意味が明らかであれば 先行技術を記述する用語の意味と合致しなくても良い。
- B. クレームで用いられる語は、先行技術の記載あるいは特許出願時の明細書と図面から その意味が明瞭に理解されるべきである。
- C. クレームで用いられる語は、出願時の明細書と図面からその意味が明らかであって 先行技術を記述する用語の意味と合致させる必要がある。
- $\underline{\mathbf{C}}$: 一般的にオーソライズされた技術用語が使用されていれば必ずしも先行技術文献の用語 に合致させる必要はありません。従って \mathbf{C} が誤りです。

(3)

A copper content not less than 1 wt% provides the expected result.

- A. 銅の含有量が1重量パーセント以上であれば所期の効果が得られる。
- B. 銅の含有量が1重量パーセントを超えれば期待された効果が得られる。
- C. 銅の含有量が1重量パーセントを下回らなければ期待された効果が得られる。
- B: B では"not less than"が正確に訳されていません。

(4)

A description of a machine could be copyrighted, but this would not prevent others from making and using the machine.

- A. 機械についての文章を起草すれば著作権を得ることができるが、この権利をもって その機械の製造や使用の権利を占有することはできない。
- B. 機械についての著述には著作権が与えられるが、この権利はその機械の製造や使用まで には及ばない。
- C. 機械についての記述については著作権が得られ、他者がその機械を製造したり販売したりすることを防ぐことができる。
- C: 著作権が製造や販売までに及ぶとした C が誤りです。

(5)

An applicant is best advised to refrain from disclosing any in-house prior art.

- A. 出願人は公開されていない自社内の従来技術については開示しないのが賢明である。
- B. 出願人は自社内に未公開の先行技術があればそれを開示するべきである。
- C. 出願人は自社内に未公開の先行技術があってもそれを開示しないほうが良い。
- B: "refrain from disclosing"の意味を間違って伝える B が誤りです。

(6)

A complete description, not a mere suggestion, of the subject matter for which a patent is sought is required.

- A. 特許を求める発明の主題を、単に示唆するのではなく、完全に記述することが望ましい。
- B. 発明について特許を求める場合には、その発明の主題を完全に記述しなければならない。
- C. 特許を求める発明の主題について単なる示唆ではなく、完全に記述することが求められる。
- A: "required"を「望ましい」としたAは誤りです。

(7)

Since carbon dioxide is a greenhouse gas, it traps the thermal energy that reaches the surface of the earth and prevents it from being transmitted back into space.

- A. 炭酸ガスは熱の放散を妨げ温室効果をもたらす。
- B. 二酸化炭素は温室効果ガスなので、地表からの熱放射を抑える作用をする。
- C. 温室効果ガスである炭酸ガスは、宇宙から地表へ到来する熱を閉じ込めてしまう。
- <u>A: 二酸化炭素が温室効果ガスであると既に認識されていることを伝えていない A は誤りです。</u>

(8)

A product on which a valid patent claim is readable may constitute an infringement.

A. 有効な特許クレームに記載された要件を全て備える製品は、侵害を構成している可能性がある。

B. 有効な特許クレームが読み取れる製品は侵害を構成しても良い。

- C. クレームに記載された限定事項が全部製品中にあれば侵害となる恐れがある。
- B:課題文の"may"は許可を表すものではなく可能性を表すものです。また"read on"は、 クレームに記載された構成要素が全て(侵害被疑製品などに)存在することを示す成句 です。したがって B が誤りです。

(9)

The term "vehicle" is used herein to mean electrically and/or mechanically driven automobiles.

- A. 本明細書においては、「車両」という語は、電気的または機械的に駆動される自動車を 意味する。
- B. 本明細書においては、「車両」という語は、電気的、機械的あるいは両者の組み合わせ によって駆動される自動車を意味する。
- C. 本明細書においては、「車両」という語は、電気的または機械的に駆動される自動車を 意味するもので、電気的駆動と機械的駆動を併用するものも含む。

A: 電気・機械の併用を除外したAが誤りです。

(10)

Direct current and Alternating current are common terms used to describe the two forms of electricity we use every day in countless different situations.

- A. 「直流」、「交流」は電流のふたつの種類を表す技術用語である。
- B. 電気のふたつの形態をあらわす「直流」、「交流」という言葉は日常いろいろな場面で 使われる。
- C. 電流には「直流」と「交流」とがある。
- <u>C</u>:用語の定義に言及していない C は誤りです。

問3.

次の日本文のそれぞれについて最も近い意味の英訳文を選びなさい。

(1)

出願人は、発明を実施するための最良の形態を開示しなければならない。

- A. An applicant must set forth the best mode for carrying out the invention known to him.
- B. The best mode for carrying out the invention should be disclosed in the specification.
- C. An applicant is required to disclose the best mode of the invention to a greater detail as possible.
- $\underline{A}: \underline{B}$ は"an applicant"の訳を欠いており、 \underline{C} は「できるだけ詳しく」という原文にない情報が入っています。

(2)

クレームにおいて、製品をそれを作る方法によって定義することは認められている。

- A. A product may be defined in a claim in terms of the process for making it.
- B. A claim which defines an article by a manufacturing process is called a product-by-process claim.
- C. It is not unusual to draft and submit a product-by-process claim.
- <u>A:B</u> は情報として間違いではありませんが"product-by-process claim"というクレーム表現 形式の説明が趣旨となっています。C は情報として誤りです。

(3)

レアメタルは自動車や携帯電話などの製品に用いられているがその値段は近年大幅に変動 している。

- A. Rare metal prices are subject to wide change depending on demands of automotive and mobile phone industries.
- B. Prices of rare metals used in products such as vehicles and mobile phones widely fluctuate in recent years.
- C. Prices of rare metals are significantly rising due to extensive use in automobiles and mobile phones.
- B:A は「近年」を反映しておらず、C は価格が上昇することを述べており原意と異なります。

(4)

発明が特許されるためにはそれが新規なものでなければならない。

- A. A patent may be granted if the invention is new.
- B. In order for an invention to be patentable, it must be new.
- C. An invention is not patentable if it is obvious.
- B: 訳文Aは「新規性があれば特許される可能性がある」という意味であり、原意を十分に 反映していません。訳文 C は「進歩性(容易に考えつかないこと)がなければ特許され ない」という意味で原意から乖離しています。

(5)

産業用ロボットがいろいろな分野で広範に利用されるようになっている。

- A. Industrial robots are finding extensive use in various fields.
- B. Industrial robots are widely used all over the world.
- C. Industrial robots are commonly used in various fields of technology.
- $A: [\cdots]$ 利用されるようになっている」の意味を伝える A が最も良く原文の意味を反映しています。

(6)

企業は、知財活動に注視し発明の機会を創出するような知財の枠組みを構築すべきである。

- A. Any business entity should construct a platform which encourages IP activity.
- B. A company should design a comprehensive IP framework that monitors IP activity and creates opportunities for inventions.
- C. A framework for promoting and accelerating IP activity is important for industrial companies.
- B:「知財活動に注視する」ことを訳出した B が最も原意に近いです。

(7)

交通渋滞はますます深刻な問題となってきた。

- A. Traffic congestions are significant problems in recent years.
- B. Traffic congestion is one of the problems which are becoming increasingly serious.
- C. Traffic-jam problems are becoming more and more critical.
- C:「ますます深刻な問題となってきた」に意を反映したCが最も原意に近いです。

(8)

著作権は表現形式を保護するものであって記述された内容にまで及ぶものではない。

- A. The copyright covers the way of expression, as well as the contents.
- B. The copyright protects the form of expression rather than the subject matter of the writing.
- C. The copyright should not be extended to cover the contents of the work.
- B: 訳文Aは著作権が内容に及ぶという意味になり誤りです。訳文Cはそれ自体が表す 情報は間違いではありませんが、「表現形式を保護する」を伝えていません。

(9)

図3は図2に示す装置の分解斜視図である。

- A. The apparatus of Fig. 2 is shown in Fig. 3 in an exploded perspective.
- B. Fig. 3 is an exploded perspective view of the apparatus shown in Fig. 2.
- C. Fig. 3 shows perspective of the apparatus of Fig. 2 in a disassembled state.
- B:Aも原文の意味に近いですが、図3を主語として表現したBが最も原文に近いです。

(10)

本発明は沸騰水型原子炉の格納容器に関する。

- A. The present invention pertains to a container of a boiling water reactor.
- B. The present invention relates to a nuclear reactor, in particular to a BWR core.
- C. The present invention concerns about a boiling water reactor container.
- A:Bの"BWR core"は「沸騰水型原子炉の炉心」という意味です。Cの"concerns about" は、"relates to"と同様の意味で使われることもありますが、通常は「懸念する」とか「憂慮する」というような意味です。

問 4.

次の日本文のそれぞれについて明らかに誤った英訳文を一つ選びなさい。

(1)

コンデンサーは交流は通すが直流は通さない。

- A. A condenser blocks DC, while providing an AC connection.
- B. A capacitor provides an AC coupling but blocks DC.
- C. A capacitor allows AC to flow therethrough, but not DC.

A:電気回路のコンデンサーに対応する英語は "capacitor"です。

(2)

プレストレストコンクリート製の枕木は軌道をより強固にしメンテナンスを容易にする。

- A. A prestressed concrete sleeper makes track structure stronger and saves a lot of maintenance work.
- B. Rail sleepers made of prestressed concrete provide stronger rail support and facilitate maintenance.
- C. Prestressed concrete sleepers are preferred as they provide corrosion-resistant rail support system which are easier to maintain.
- C:原文にない「耐食性」を述べたCは誤りです。

(3)

フォークリフトは、物品をある場所から他の場所に輸送するためにいろいろな環境下に おいて使用される。

- A. Forklifts have application in a variety of environments for transporting objects from one place to another.
- B. Forklifts are used for various transportation purposes under varying environmental conditions.
- C. Forklifts are used under various environmental conditions to transport objects between two sites.
- B: 訳文Bは「物品をある場所から他の場所に輸送する」を反映しておらず、また同訳文の "varying"は「様々に変化する」という意味なので原意を正しく伝えていません。従って B が誤りです。

(4)

これらのふたつの手法を用いさえすればこの目的は十分達成される。

- A. This object is achievable if only these two measures are taken.
- B. It suffices only to employ these two measures to achieve this object.
- C. In order to achieve this object, it is necessary to employ these two measures.
- C:「ふたつの手法を用いることが必要である」とする C は誤りです。

(5)

この関連技術については文献1に開示されている。

- A. Document 1 describes related art.
- B. The related arts are disclosed in Document 1.
- C. The related arts are cited in Document 1.
- \underline{C} : 訳文 \underline{C} にある"cited"は、引用されているという意味で、「開示」という意味ではありません。

(6)

PCT 国際出願の各国内移行用の明細書は原文に忠実に翻訳しなければならない。

- A. Translation of PCT international application when entered into national phase must be faithful to the original language.
- B. Faithful translation is required when formulating a PCT international application entering into international phase.
- C. Translation of PCT international application entering into national phase must be as faithful as possible to the original specification.
- <u>B: 訳文 B の"international phase"は PCT 国際出願の国際段階を意味します。従って B が</u>誤りです。

(7)

産業財産権には特許、商標、意匠が含まれる。

- A. The term industrial property covers trademarks and designs, as well as patents.
- B. Patents, trademarks and designs fall within the category of industrial properties.
- C. Intellectual property includes patents, trademarks and design patents.
- C:「産業財産権」を"Intellectual property"とした C が誤りです。

日本では、特許の保護範囲や特許対象となる技術の分野が拡がりつつある。

- A. In Japan, there is a trend for wider scope of protection and wider range of patentable subject matter.
- B. In Japan, both the scope of protection of individual patent rights and fields of technology subject to patent are expanding.
- C. In Japan, wider scope of protection by patents, as well as fractionation of patentable technological fields, is becoming more and more accepted.

A:「技術の分野」を反映していない A が誤りです。

(9)

- この出願の発明には公知技術に対して新規性がないので拒絶する。
- A. This application is rejected as being anticipated by prior art.
- B. This application is rejected as lacking inventive step over known art.
- C. This application is rejected as it lacks novelty over known art.

B: 訳文 B は新規性ではなく進歩性のことについて述べています。

(10)

- この目的は、現在利用可能な手法をもってしてはまだ十分に達成されていない。
- A. This aim cannot yet be satisfactorily met with the available techniques.
- B. In order to satisfactorily achieve this object, various available methods are effectively used.
- C. All the presently available techniques fail to provide satisfactory solution to this problem.

B: 訳文Bは「現在利用可能な手法」が問題解決に有効だと述べており、原意と反対の意味 に近く誤りです。